

徳島県持続可能な地域力創造支援費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、県内において人口減少・少子高齢化が進行し、集落の機能が低下することが懸念される中、持続可能な地域社会を実現するため、地方公共団体以外の県内の団体（以下「地域運営組織等」という。）が行う地域の活力維持や集落再生に関する取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を申請することができる者は、主体的に地域の課題解決に取り組む地域運営組織等（住民団体、特定非営利活動法人及び企業等を含む。）であって、次に掲げる要件を全て満たす団体（別表1に規定する「連携団体」に該当するものを除く。）とする。

- (1) 団体の構成員（18歳以上）が3名以上であること。
- (2) 事務処理担当者を置いていること。
- (3) 営利を主たる目的としていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

(補助対象等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助事業に要する経費配分のうち、対象経費相互間において、それぞれ経費の配分額の20パーセントを超えない経費の配分の変更とする。

- 2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、その理由を記載した書類(様式第7号)及び変更収支予算(決算)書(様式第8号)を添付しなければならない。

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第9条の規定による知事への報告をしようとする者は、補助事業遂行状況報告書(様式第9号)を作成し、知事が定める日までに提出しなければならない。

(実績報告書等)

第9条 規則第11条の実績報告書は、様式第10号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第10条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第13号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第11条 知事は、前条の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、補助事業者に対し、概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第10条の補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

(1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。

(3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき。

(5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 知事は、補助事業者が規則第15条に規定する事項のほか、補助事業が中止されることとなった場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び調査)

第15条 知事は、補助事業に関して、必要に応じて報告を求め、調査を行うことができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率等
<p>地域運営組織等が行う地域の活力維持や集落再生に資する事業</p>	<p>1 補助対象事業に直接必要となる次の経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費(消耗品費) (4) 役務費(保険料、通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料) (5) 委託料 (6) 使用料及び賃借料 <p>2 次の経費については、補助対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 活動に従事する者の人件費。 ただし、事業を推進するために真に必要な人件費のみは対象とするが、地域運営組織等の団体運営のための人件費は対象外とする。 (2) 地域運営組織等の運営費(家賃、光熱水費等) (3) 印紙 (4) 振込手数料、代引手数料、送金手数料及びその他の手数料 (5) 事業実施主体の構成員及び学生団体等を除く事業参加者の交通費及び宿泊費 (6) 食糧費 (7) 備品(事業完了後も引き続き利用できる事務機器等の物品) (8) 個人給付的な経費(抽選会の景品や参加賞等) 	<p>1 補助率 対象経費の1/2以内</p> <p>2 補助額の上限 20万円。ただし、連携団体(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校の学生等3人以上で構成する団体又は企業の3人以上で構成する団体をいう。)と協働する場合は50万円。</p>

(注)補助対象となることが明確でない経費については、必ず事前に確認すること。

別表第 2 (第 4 条関係)

知事の定める書類
1 事業計画書 (様式第 2 号)
2 団体概要書 (様式第 3 号)
3 収支予算書 (様式第 4 号)
4 誓約書 (様式第 5 号)
5 申請者の概要が分かる書類(規約、定款、組織図等)
6 事業の実施地域を示した地図
7 その他知事が必要と認める書類

別表第 3 (第 9 条関係)

知事の定める書類
1 実績報告書 (様式第 10 号)
2 事業報告書 (様式第 11 号)
3 収支決算書 (様式第 12 号)
4 対象経費の支払いが確認できる書類(領収書写し等)
5 事業実施が確認できる書類(状況写真、対象経費で作成した広報物等)
6 その他知事が必要と認める書類